奈良県告示第二百十五号

医療機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり

令和三年十月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

令和三年九月六	阪栄ビル一階一〇二号 第二	ひらかわファミリー歯科
十七日 令和三年八月二	八 八	ンター 近藤クリニック真美ヶ丘腎セ
一 目 令和三年八月十	宇陀市室生大野二二五三	福井療院
令和三年八月一	生駒市高山町八〇三〇	晋栄福祉会診療所
指定年月日	医療機関の所在地	医療機関の名称